

# 1 . 法学部

法学部の教育目的と特徴	・ ・ ・ ・ ・	1 - 2
分析項目ごとの水準の判断	・ ・ ・ ・ ・	1 - 3
分析項目	教育の実施体制	・ ・ ・ ・ ・ 1 - 3
分析項目	教育内容	・ ・ ・ ・ ・ 1 - 4
分析項目	教育方法	・ ・ ・ ・ ・ 1 - 7
分析項目	学業の成果	・ ・ ・ ・ ・ 1 - 9
分析項目	進路・就職の状況	・ ・ ・ 1 - 11
質の向上度の判断	・ ・ ・ ・ ・	1 - 13

## 法学部の教育目的と特徴

- 1 法学部は、東京大学の中で最も長い歴史を持つ学部の一つであり、その学部規則（資料1-1：東京大学法学部規則（抜粋））にあるとおり、学生に対して法律学、政治学の幅広い教育を行うことを通じて、司法・行政・政治・経済・言論報道・学問研究など社会の諸分野に優れた人材を送り出すことを目的としている。これはまた、東京大学の教育面での中期目標、すなわち広い視野を有しつつ高度の専門知識と理解力・洞察力・実践力・想像力を兼ね備えた指導的人材の養成という目標の一翼を担うものである。

（資料1-1：東京大学法学部規則（抜粋））

<p>（教育研究上の目的）</p> <p>第1条の2 本学部は、法学と政治学を中核とした教育研究を通じて、幅広い視野をそなえ、法的思考と政治学的識見の基礎を身につけた人材を養成することを目的とする。</p> <p>（課程）</p> <p>第2条 本学部は、次の3課程（類）を置く。</p> <p>(1) 第1類（私法コース）</p> <p>(2) 第2類（公法コース）</p> <p>(3) 第3類（政治コース）</p> <p>（学生の類の所属）</p> <p>第3条 学生は何れかの類に属する。学生の類の所属は、本人の志望による。</p> <p>2 本学部に進学又は入学しようとする者は、所定の様式により、志望する類をあらかじめ届出なければならない。</p> <p>3 本学部に進学する学生は、学部の指定する期間内に転類願を提出し、教授会の許可を得て、次の学年の初めに他の類に転ずることができる。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 2 近代社会においては法と政治は不可欠である。しかも両者は相互に相互を支えている。本学部においては、こうした観点から、法学と政治学を一對のものとして学生に教授するべく、「学科」編成をとらずに、「類」という名称で3つの履修モデルを提示している（資料1-1）。
- 3 法学、政治学を修めるということは、司法・行政・立法という、巨大にして複雑な、そして人びとの生活・人生・生命に直接かかわる重大な現象を学ぶということである。そのために、法現象・政治現象に関する精密な知識、法学・政治学の高度な理論的営為を教授する一方、生身の人間が法と政治にいかにして関わるか（関わらざるを得ないか）について深い洞察力を学生の中に涵養しなければならない。本学部においては、こうした観点から、法学・政治学の専門的・技能的な面と同時に、法学的な知恵と政治学的なもの（見方、換言すれば、法学・政治学の humanities としての面）も重視している。
- 4 本学部は学生が自発的に学問関心と将来設計を形成することを重視している。演習（ゼミ）は半期ごとに学生が自己の関心に基づき自由に選択する方式を採っている。独立独歩の精神は、長年にわたり法学部が誇りとしてきた伝統である。それと同時に、本学部は、学生と教員の間（関係者）の心理的距離を縮め、学習や進路選択についての要望や悩みに対応するため、種々の工夫を凝らし、様々な改革を実行している。

### [想定する関係者とその期待]

法学・政治学の学習を目指す学生が第一の関係者であり、一流の法学・政治学の素養を身につけ、卒業後、その素養を社会に役立てることを期待している。また、法学部卒業生を受け入れた法曹界・官公庁・民間企業は、関係者として、指導的人材の育成を期待している。

分析項目ごとの水準の判断

分析項目 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

東京大学では、全学の前期課程教育（教養教育）を担う責任部局として、教養学部を置いており、学生は入学後の2年間をここで学び、3年生から本学部に進学する。

本学部では、法学と政治学を一对とした共通の専門教育を基礎としつつ、多様な専門科目の系統的な学習を導くために、学科ではなく、第1類（私法）、第2類（公法）、第3類（政治）の3つのコースを設け、学生が各自の知的関心と将来の志望に応じて自由にコースを選択できるように編成している。各コースには定員枠は設けておらず、学生の志望の変更や学問的関心の変化を理由とする途中での転類も可能としている。

入学定員については、学部における基礎的能力の養成をより密度の濃いものとするため、2004年度に学生定員を590名から190名縮減し、現在は400名である。法学部全体及び各類の現員は、資料1-2のとおりである（なお、本学部では留年生が相当数に及ぶが、その理由については分析項目を参照）。入学定員の縮減の結果、3年生及び4年生全体で教員1人当たりの学生数は9.9名となっており（2007年度現在）、演習の必修化などのきめ細かい少人数教育の充実を可能としている。

本学部の教員組織は、大学院法学政治学研究科の2専攻（法曹養成専攻・総合法政専攻）及び公共政策大学院の専任教員の兼任により構成されており、現在の学部兼任教員の所属は、資料1-3のとおりである。また、各教員の専門分野及び専攻は、別添資料1-1（法学部教員一覧、P1-14）に示すとおりであるが、法学・政治学のすべての分野にわたって各分野を代表する優れた研究者教員をバランスよく配置している。

(資料1-2：法学部の全体及び類別現員数) (資料1-3：法学部兼任教員数)

(2007年7月現在)

	3年生	4年生	留年生
第1類	285 (71)	244 (78)	221 (32)
第2類	119 (24)	151 (35)	89 (10)
第3類	24 (6)	40 (6)	27 (4)
計	428 (101)	435 (119)	337 (46)

(2007年7月現在)

所 属	教 授	准教授	助教
法学政治学研究科法曹養成専攻	48	11	0
法学政治学研究科総合法政専攻	24	1	0
公共政策大学院	3	0	0
計	75	12	0

\* 括弧内は女子を示し内数

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

本学部では、教育の内容及び方法の改善を推進する母体として、3名の教授又は准教授から構成される教育方法助言委員会を設置し、同委員会の主導のもとで、学生による授業評価アンケートの質問項目の共通様式を定めて教員各自の利用に供しており、受講者の多い基幹科目のほとんどにおいて実施されている。その集計・分析結果は、学期ごとに教授会において報告され、授業改善へのフィードバックが行われている。

本学部では、2004年度からの法科大学院・公共政策大学院の設置に伴い、学部教育検討班を設置して、本学部の教育課程の抜本的な見直しを行ったところであり、それを踏まえた新たな教育課程が2004年度から実施に移された(観点「学生や社会からの要請への対応」参照)。このうち、前期課程の教育の充実化を図るために設置された「法・法 検討班」「法学・政治学を学ぶために作業班」が現在も活動を継続しており、年度ごとに授業内容を見直し、次年度の担当者に対する情報提供や改善提案等を行っている。

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 法学及び政治学のすべての専門分野にわたって優れた研究者教員を配置して学生の多様な関心に対応するとともに、学生の自由な選択を認める「類」別の教育課程を設けることにより、学生の主体性を重視する本学部の教育目的の実現に適合した教員組織の編成になっているといえる。また、法学及び政治学の進展と、専門教育の高度化に関する社会からの要請に対応して、学部を含めた教育課程全体の抜本的な見直しを実行し、基礎的能力の養成の充実化を図っている。加えて、上記のファカルティ・ディベロップメント活動を通じて、各教員レベルにおいても教育方法の改善に努めており、学生及び社会の期待を上回る水準にあるといえる。

## 分析項目 教育内容

## (1) 観点ごとの分析

## 観点 教育課程の編成

(観点到に係る状況)

本学部に進学する学生は入学後2年間の教養学部前期課程のカリキュラムに従って、法学・政治学を学ぶための土台となる幅広い教養を身につけることが期待される。前期課程の学生に対する教育においても、本学部教員は一定の役割を果たしており、教養科目として法学の入門的な講義や全学自由研究ゼミナールのほか、総合科目の枠組みで「法学・政治学を学ぶために」と称する少人数教育を提供している。また、一部の基本的専門科目を2年生に担当し(別添資料1-2:法学部授業科目配置学期一覧表、P1-15)、専門課程へのスムーズな導入を図っている。

法学部の専門教育課程には、第1類私法コース、第2類公法コース、第3類政治コースの3つの類が設定されている。類は履修のガイドラインを示す類別であり、定員等の制限なく学生が任意に選択でき、在籍中に所定の願出手続きによって他類に転じることもできる。

授業科目は学年進行に沿って計画的に配置している。学年配当は必ずしも厳格なものではなく、順序を違えて他学年の配当科目を履修することも可能であるが、これを参照することによって、学生は類ごとにモデル化された体系的な学習へと誘導される仕組みになっている。法学・政治学を学ぶ上での最も基幹的な科目である憲法(第1部・第2部)・民法(第1~第3部)・政治学を全類共通の必修科目として2、3年生に配置しているほか、類ごとに必修科目・選択必修科目・選択科目を指定している(別添資料1-2:法学部授業科目配置学期一覧表、P1-15)。これを学期ごと類ごとに整理して示すと資料1-4のようになる。

(資料1-4:各学期に配当された必修科目)

(ABCはそれぞれのうち一科目を選択。これらの他に、各類とも演習2単位が必須)

3学期(全類共通)	憲法第1部、民法第1部、政治学
(第1類)	刑法第1部
(第2類)	刑法第1部
4学期(全類共通)	憲法第1部、民法第1部
(第1類)	刑法第1部
(第2類)	刑法第1部、国際法第1部、A国際政治、A近代経済学、A経済学原理
(第3類)	ヨーロッパ政治史、国際政治、B近代経済学、B経済学原理
5学期(全類共通)	憲法第2部、民法第2部
(第1類)	商法第1部、行政法第1部、民法基礎演習
(第2類)	行政法第1部、民法基礎演習、A国際法第2部
(第3類)	日本政治、日本政治外交史
6学期(全類共通)	民法第3部

- (第1類) 民事訴訟法第1部、刑事訴訟法  
 (第2類) 行政法第2部、A行政学  
 (第3類) 現代政治理論、行政学  
 7学期(第1類・第2類) C英米法、Cフランス法、Cドイツ法  
 (第2類・第3類) AB財政学、AB金融論

学習の進行につれて類ごとの独自性が高まるとともに選択の自由度が高まり、豊富な選択科目と併せてそれぞれの関心に沿った展開的科目を履修することになる。こうした科目配置が、中途での転類を容易なものにしており、実際に毎年50人前後の学生が進路変更や学問的関心の変化を理由として転類の制度を利用している。

これら必修科目(ないし選択必修科目)のほかに、学部教育段階における法学・政治学の humanities としての面を重視する観点から、法制史・比較法や政治学史・政治思想史など、歴史・思想系の科目が選択科目として多数設置されており、常設の講義科目は計66にのぼる。さらにこの他に、先端的なトピックや特化したテーマを取り上げる特別講義が年度ごとに設定される(2007年度の場合14科目)。これらの講義科目は「共通科目」、「実定法系科目」、「基礎法学系科目」、「政治系科目」及び「経済系科目」に分類されており、学生ごとに取得単位数によって主領域・副領域を認定し、領域ごとの成績優秀者を表彰する制度を設けている(資料1-5:法学部成績優秀者表彰規則(抜粋))。これによって、「類」の仕組みと合わせて履修計画立案を助け学習意欲を高める指針を示している。

(資料1-5:法学部成績優秀者表彰規則(抜粋))

- 第3条(主領域表彰) 主領域は、共通科目と実定法系科目を合わせて60単位以上取得した場合の共通科目と実定法系科目、あるいは共通科目と政治系科目を合わせて60単位以上取得した場合の共通科目と政治系科目とする。
- 2 主領域において取得した単位数のうち、優上または優の成績を得た単位数が3分の2以上である場合、「主領域(実定法系)最優秀」、あるいは「主領域(政治系)最優秀」と認定する。
- 3 主領域において取得した単位数のうち、優上または優の成績を得た単位数が2分の1以上である場合、「主領域(実定法系)優秀」、あるいは「主領域(政治系)優秀」と認定する。
- 4 前2項において、可の成績を得た単位数は、優上または優の成績を得た単位数から差し引いて計算する。
- 5 第1項から第4項によると、共通科目と実定法系科目、共通科目と政治系科目のいずれもが主領域の表彰対象となり得るときは、学生本人がいずれかを主領域として選択するものとする。
- 第4条(副領域表彰) 副領域の表彰は、主領域において表彰される学生について行う。
- 2 副領域は、実定法系科目、基礎法学系科目、政治系科目、経済系科目のうち、主領域に属する科目以外のもので、かつ24単位以上取得した科目のそれぞれとする。
- 3 副領域において取得した単位数のうち、優上または優の成績を得た単位数が3分の2以上である場合、「副領域(実定法系)最優秀」、「副領域(基礎法学系)最優秀」、「副領域(政治系)最優秀」、もしくは「主領域(経済系)最優秀」と認定する。
- 4 副領域において取得した単位数のうち、優上または優の成績を得た単位数が2分の1以上である場合、「副領域(実定法系)優秀」、「副領域(基礎法学系)優秀」、「副領域(政治系)優秀」、もしくは「副領域(経済系)優秀」と認定する。
- 5 第3条第4項は、本条第3項および第4項について準用する。
- 6 複数の副領域について、本条第3項および第4項によりそれぞれ表彰することもできる。
- 第5条(基礎法学系科目に関する特則)(略)
- 第6条(卓越) 主領域、副領域双方において「最優秀」と認定された者を、「卓越」と認定する。

また、民法基礎演習の他に夏冬学期計90の演習が開設され、特定の主題について能動的な学習を深める機会を提供している(別添資料1-3:2007年度法学部授業時間表、P1-16)。

さらに、他学部の開講科目は随意科目として、12単位を限度に、卒業に必要な選択科目の単位数への算入を認めている。他大学との単位互換の制度は設けていないものの、学生の多様な知的関心に十分に応えうる編成になっている。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

少人数の学生を対象とした双方向的な授業に対する要求に応えるため、2006年度進学生からカリキュラムの一部改訂を行い、第1類・第2類の必修科目として「民法基礎演習」を置き、さらにこれに加えて2単位の演習を、全類で必修とした。予想される演習履修者の増加に対応しつつ選択肢の多様性を確保すべく、法科大学院開設に伴う教員の負担増によっていったん減少した演習の増設に努めている(資料1-6:演習開講数の推移(夏学期・冬学期の合計))。また講義科目の一部には、双方向的な手法を取り入れるなど、講義と演習の中間的な形式をとっているものもある(一例として「東洋法制史」では、受講者に課題を与えて講義中に報告させるなどして、学生の理解を深める助けとしている)。これらによって、きめ細かい指導の機会を増加させたことは、この間の改善点といえる。

(資料1-6:演習開講数の推移(夏学期・冬学期の合計))

2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
79	73	78	90

この間に、法科大学院・公共政策大学院の設置に伴い、それら専門職大学院での専門的学習の基礎としての学部教育と、そうした専門職以外の道へ進む学生への教育とのバランスを考慮し、従来は学部講義として提供されていた先端・展開的な科目の一部を専門職大学院に配当し、一方で従来は特別講義として開講されていた科目の一部を常設の選択科目とするなど、科目配置の改訂を実施し、併せて必修科目の配分の見直しを行った(資料1-7:科目配置の改訂)。

(資料1-7:科目配置の改訂)

学部から専門職大学院に移したものは法科大学院へ配当 *は公共政策大学院へ該当	行政法第3部、英米法第2部、フランス法第2部、ドイツ法第2部、刑事学、法医学、*国際組織法、*経済政策、証券取引法、国際取引法、*国際経済法、国際民事訴訟法、*地方自治法、*財政法、現代法過程論
学部講義から削除したもの	法学史、裁判法
特別講義から常設の選択科目に移したもの	イスラーム法、法と経済学
学部講義として新設したもの	現代政治理論、統計学

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 基礎から応用発展に至るバランスのとれた科目設置と多様な選択肢を用意し、法学政治学教育の基幹を堅持しつつ状況の変化に対応した再配置を実施している。このことによって、法科大学院設置に伴い日本社会において「法学部」に期待されることになった二つの役割を、高い水準で両立しうる態勢が整ったといえ、本学部に寄せられる高い期待をさらに上回る水準にあるものと評価できる。

分析項目 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点到に係る状況)

法律学の基礎を体系的に教育するとともに、個々の事例に即して自ら思考できる人材を育てることを目的として、法学部では大中小規模教室での講義と少人数の演習科目をバランスよく配置している。2007年度の場合、講義は80、演習は90開講されている。基本的に講義科目は当該分野の概説、演習は特定テーマについての集中的学習となっている。演習は4年で卒業する学生の場合、専門課程90単位のうち8単位まで取得可能である。教室は、大教室(主として必修講義用)(2教室)、中規模教室(主として選択講義用)(2教室)、少人数講義用教室(3教室)、そして演習室(14教室)など、多様な規模のものが用意されている。演習室は自主的学習のためにも開放している。

演習は必修とされており、そこでは学生が報告するなど主体的な授業参加が求められている。例えば仏語・独語などの専門書を講読する演習など、大学院との合併で行われる高度なものまで存在する。演習の履修状況は資料1-8のとおりであり、2006年度からは学生全員が演習を履修している。

また、「民法基礎演習」が第1類及び第2類の学生の必修科目として導入され、民法教員と若手弁護士である7名の講師が作成した設例を用いて事例研究を行い、質疑応答・議論への学生参加を促す授業を実施している。規模的には講義と演習の中間的なものであり、(とくに)大教室での講義を補完するだけでなく、独立した法的思考能力を涵養する目的をもつ。資料1-9はそのシラバス例である。

(資料1-8：演習の履修状況)

	2005年度	2006年度
演習開講数(夏冬学期及び通年演習の合計数)	73	78
履修者数の合計(人)	977	1,003
学生定員との比率	0.82(定員1,180人)	1.01(定員990人)

(3年生・4年生それぞれの定員の合計。2006年度から3年生の定員は590人から400人に削減されている。)

(資料1-9：「民法基礎演習」のシラバス(抜粋))

【授業の目標・概要】

この演習の目的は、これから法律を学ぶ学生の頭が柔軟なうちに、法的試行の仕方を演習形式によって訓練することにある。

【授業計画】

民法を中心的な素材として、50人程度のクラスで教員と対話しながら、法的思考のあり方、議論の仕方等を学び、きちんとした基礎を作ることを目的とする。扱う範囲は、民法第1部および民法第2部を中心とする。後者については、民法第2部の講義進捗にも配慮する。

【授業の方法】

具体的な進め方としては、あらかじめ指定された設例についての各人の十分な予習を前提とし、授業においては、その設例を中心としながら、質疑応答・議論を通じて検討していくこととする。予習は必須であり、議論への積極的な参加が望まれる。

夏学期では全体の約11%の科目にティーチング・アシスタント(TA)を配置している。

「民法」「刑法」「商法」担当者など多くの教員が担当授業について自ら教材(教科書、判例集、資料集など)を作成し、授業の充実を図るとともに、研究成果が教育にも反映されるように努力している。その例は資料1-10のとおりである。

(資料1 -10: 授業担当者が自ら教材を作成している例)

【民法】

大村敦志『基本民法 総則・物権総論〔第3版〕』、『基本民法 債権各論〔第2版〕』、『基本民法 債権総論・担保物権〔第2版〕』、『家族法〔第2版補訂〕』

内田貴『民法 総則・物権総論〔第4版〕』、『民法 債権各論〔第3版〕』、『民法 債権総論・担保物権〔第3版〕』、『民法 親族・相続〔補訂版〕』

道垣内弘人『担保物権法〔第3版〕』

内田貴ほか『民法判例集 総則・物権』、『民法判例集 債権各論〔第2版〕』、『民法判例集 債権総論・担保物権〔第2版〕』

【刑法】

西田典之『刑法総論』、『刑法各論〔第4版〕』

山口厚『刑法総論〔第2版〕』、『刑法各論〔補訂版〕』

西田典之ほか『判例刑法総論〔第4版〕』、『判例刑法各論〔第4版〕』

【商法】

神田秀樹『会社法〔第10版〕』

江頭憲治郎『商取引法〔第4版〕』

神田秀樹=山下友信編『商法判例集〔第2版〕』

多くの教員がホームページを活用して、授業内容を理解させる一助としている(法学部全教員に対するアンケート調査によると教員の36%)。

学生による授業評価を多くの授業で実施している。2006年度の場合、専任教員担当講義における実施率は44.3%である。それによって、授業方法の改善を図ってきた。学生からの要望を反映する形で話し方を工夫した教員は全教員の中で18%、資料・レジュメを配付する教員14%、丁寧に説明するように心がける教員11%などとなっている(別添資料1-4:2006年度冬学期授業アンケート結果(抄)、P1-19)。学生による評価は授業評価開始当初より一貫して高い水準を保っている。

また、学生便覧、シラバス、演習案内等を作成・配付し、学生が授業内容を容易に把握できるように便宜を図っている。シラバスはほぼ全教員が作成している(その例として別添資料1-5:法学部授業シラバス例、P1-22参照)。

外国人留学生に対しては、留学生担当職員2名による助言体制のほか、チューター制度を確立している。また、演習などの場で、教員が丁寧に対応している。法学部による2006年度留学生アンケート調査においても、「東大に入学してよかった点」、「よくなかった点」を問う質問に対して、81%対19%の比率で肯定的なコメントが寄せられている。

観点 主体的な学習を促す取組

(観点到に係る状況)

成績評価は従来から基準を明確にし、また講義科目については期末試験の実施を義務づけるなど、厳格に行ってきた。特に「優上」及び「優」については受験者の30%以内と定めている(その他の評価は良・可・不可)。この点は法学部進学者ガイダンスなどにおいて学生に伝えられているほか、非常勤講師を含む全教員に対して採点作業前に毎回欠かさず周知徹底されている。

また、2004年度進学者から、学生の勉学意欲を一層高めることを目的に、「法学部成績優秀者表彰規則」を定め、成績が優秀な学生について表彰する制度を創設した(資料1-5:法学部成績優秀者表彰規則(抜粋)、P1-5)。表彰の対象となった学生にはそれを証する書面が交付され、国内外の大学院に入学を志望する際に、表彰を受けた事実を履歴書に記載することもできる。

全教員を対象にした2007年度アンケート調査によれば、授業後に学生の質問を受け付けるための時間を確保している教員は半数を超え(54%)、いわゆるオフィス・アワーを活用



している教員も加えるとその比率は全体の3分の2程度(68%)ともなる。任意のレポートの執筆を奨励する教員もいる。

演習を必修化し、教員はより積極的に学生と関わる姿勢を強めている。同時に予習、研究報告及び討論など、学生による主体的な授業参加が重視されている。現代中国政治研究の演習のように研究対象の国や政府機関を学生とともに訪ねる実地研修的授業も存在する。

演習室については、例えば2006年度の場合、貸出件数は420件であった。特に6月、11月、12月には60件を超える貸出数となっている。通常グループ学習の場として使用され、主体的な学習を促す本学部の教育方針が学生に深く浸透している。

意欲と学力の高い学生に刺激を与えることだけでなく、学業や学生生活に悩みを抱える学生、あるいは進路選択に迷う学生に対する態勢も整えてきた。助手と心理カウンセラーからなる学習相談室の設置もその一つである。例えば2006年度の新規来談者数は80名、来談者総数は104名であり、相談回数は181回であった。相談内容は、「進路就職」、「学習」の順に多く、「法科大学院」、「諸手続」が3位で並んだ。4月には法学部卒業生3名を講師に招いて「進路選択講演会」を開催した。また、5月には大学院生4名を講師に招いて「学習セミナー」を実施した。これらも、学生が将来の進路選択との関連で、学習の内容あるいは方向を自ら決定できるように支援することを目的としている。

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由) 民法基礎演習の開始や演習の必修化など、規模の大きな改革を行って、少人数教育を強化した。これによって同時に、学生による主体的学習を強く促してきた。高い頻度の演習室の利用に見られるよう、この方針は学生にも浸透している。学生による授業評価も定着し、授業の改善に貢献している。高い水準の教育を、きめ細かに丁寧に実施する態勢が出来上がりつつある。

## 分析項目 学業の成果

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点到に係る状況)

本学部は法曹・公務員及び企業人として活躍するに足る学力と資質を育成することをその役割としており、最近の進学者・卒業者数は資料1-11のとおりである。

(資料1-11: 法学部進学者数・卒業者数)

(卒業者数)

	第1類	第2類	第3類	計
2004年度	361	201	50	612
2005年度	347	192	33	572
2006年度	350	210	45	605
2007年度	326	160	45	531

(進学者数)

	第1類	第2類	第3類	計
2004年度	388	172	34	594
2005年度	399	188	42	629
2006年度	270	129	32	431
2007年度	285	119	24	428

他方、正規の修学期間では卒業しない学生も少なくなく、2005年度は350名、2006年度は340名を数える。ただし、これら留年者のうち半数近くが、卒業することによって就職活動等において不利益を被ることを恐れ、自主的に修学期間を延長しており、不本意留年とは区別される（予め留年届けを提出した者は2005年度146名、2006年度は136名）。これらいわゆる自主留年者の中には極めて合格率の低い旧司法試験、あるいは国家公務員試験受験のために、あえて法学部在学を選択して学習を続けているものが多いと推測される。

在学中に司法試験に合格した学生の数については、今年度までは司法研修所に進んだ者の数が、法曹資格の前提となる司法試験合格者数の指標となるであろう（2005年度は39名、2006年度は31名）。これは在学中合格者数としては、極めて優秀な成績である。

在学中の単位修得状況によれば、3年の冬学期を終了した時点で、学生は平均して、卒業のために必要な単位数のほぼ3分の2を取得しており、カリキュラムに沿った計画的な単位取得が実現している。また3年次の学生の成績で優の占める比率でみると、厳格な成績評価のもとで、多くの学生が質的に見ても高い水準の成果を上げていることがわかる（資料1-12：3年次終了時での取得単位数別人数及び取得した単位の優比率別人数）。

（資料1-12：3年次終了時での取得単位数別人数及び取得した単位の優比率別人数）  
（3年次終了時点での取得単位数別人数）（2008年度4年次生）

取得単位数	
80単位以上	25
70以上～80未満	104
60以上～80未満	143
50以上～80未満	69
40以上～50未満	34
40単位未満	52

（3年次終了時点で取得した単位の優比率別人数）（2008年度4年次生）

取得単位のうち優の比率	
90%以上	3
80%以上～90%未満	13
70%以上～80%未満	20
60%以上～70%未満	30
50%以上～60%未満	28
40%以上～50%未満	48
30%以上～40%未満	51
20%以上～30%未満	72
10%以上～20%未満	86
10%未満	76

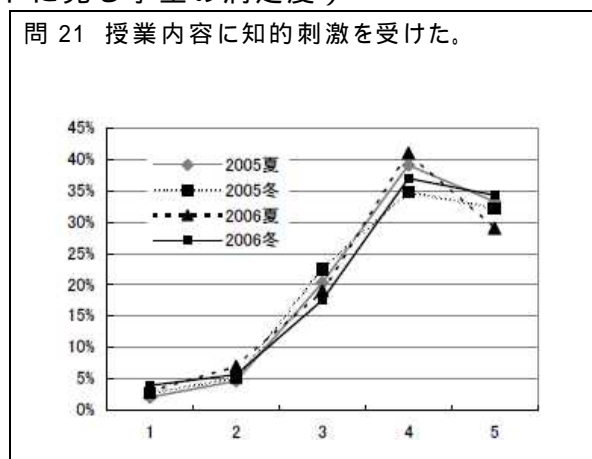
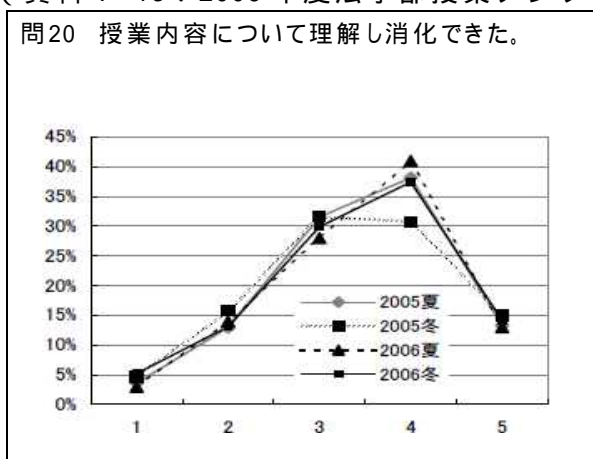
2006年度には、前項で紹介した「成績優秀者表彰」によって68人が表彰されている。

### 観点 学業の成果に関する学生の評価

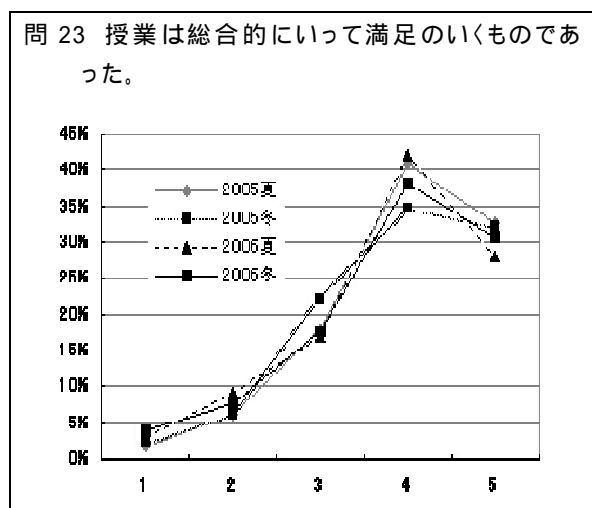
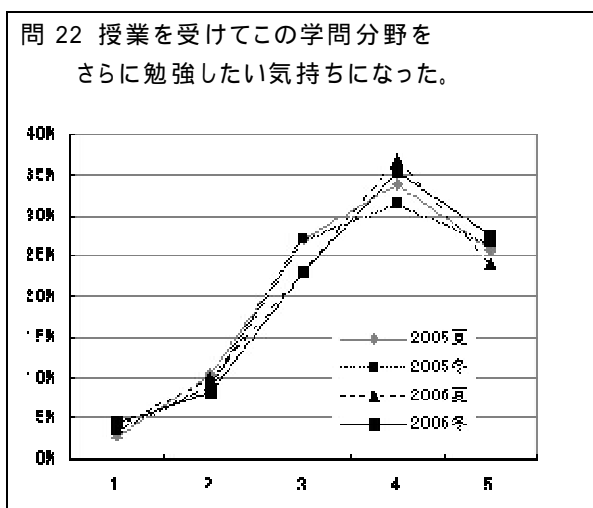
（観点到に係る状況）

在学生からの評価については、授業アンケート等を通じてその概況を知ることが可能である。本学部から提供される教育内容に関しては、以下の図に見られるように、高い評価の回答がきわめて多く、学生は法学部が提供する授業に対して概ね満足している（資料1-13：2006年度法学部授業アンケートに見る学生の満足度）。

(資料 1 -13 : 2006 年度法学部授業アンケートに見る学生の満足度)



(2005 -2006 年の法学部授業評価より。1 から 5 に行くほど問に強く同意することを意味する。)



(2005 -2006 年の法学部授業評価より。1 から 5 に行くほど問に強く同意することを意味する。)

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 前項で紹介した厳しい成績評価制度のもとで学生は優秀な成績を収めている。極めて合格率の低い旧司法試験を在学中に合格する学生が存在した。学生自身、本学部の教育に強い知的刺激を受け、また強い満足感を表明している。

## 分析項目 進路・就職の状況

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点到に係る状況)

法学部の卒業生の進路は、2007 年度で見ると、33.9%が法曹、12.5%が官公庁、31.7%が民間企業(公共企業体を含む)で、この3つが主要な柱である。このうち上記は、法曹養成大学院(本学及び他大学)進学者数と司法研修所就職者数(旧司法試験合格者数)とを合算した結果に基づく。また民間企業においては公共企業、金融とメディアが目立つものの、各業界に幅広く進出している。上記3つ以外で重要な進路は、公共政策大学院(1.5%)、研究者養成大学院(2.7%)である。全体として、法学・政治学の専門知識を収めた学生を、その能力を発揮できる業界に広く送り出している(別添資料1 -6 :

法学部卒業生の進路状況調べ、P1 -23)。

2007年度の卒業生で就職先も進学先も不明な者が83名いる。そのうち相当数が旧司法試験合格や法科大学院を目指す、自宅学習者であると推測される。法務省司法試験委員会の発表する大学別の司法試験合格者数において、東京大学出身者の数は極めて多い。2004年度に226名、2005年度に228名、2006年度では旧司法試験92名、新司法試験120名である。これらの数値は法学部卒業後の合格者を含んでおり、自宅学習者のかなりの部分が希望通りの道に進んだものと推測できる。

<p><b>観点 関係者からの評価</b></p>
---------------------------

(観点到係る状況)

2003年に卒業生委員会が設置されて以来、卒業生名簿の作成・整備作業を本格化させ、また折に触れて各界における卒業生の評価を知るように努めている。とりわけホームカミングデイは、OB、OGの口から近年の卒業生に対する率直な評価を聴く格好の機会になっており、2007年のホームカミングデイの際に行われたアンケート調査における法学部で受けた教育等に関する自由回答では、講義の質の高さを今後とも維持して、各界において指導的地位に立つ人材を送り出し続けて欲しいという要望が多く寄せられた。

法学部卒業生の重要な進路である法曹界については、司法研修所の教員との定期的意見交換(年に一度)が貴重な場である。さらに、法曹界から招いている実務家教員は、当該分野に進んだ卒業生の資質や活動に関する情報をフィードバックする貴重なチャンネルとなっている。

今後、関係者からの評価の制度化をなお一層進めるために、従来の方法に加えて、各界有識者を招いて定期的に懇談会を開くことを考慮している。

**(2)分析項目の水準及びその判断理由**

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

進路状況は全体として極めて良好であり、法曹、官公庁、民間企業、大学院など幅広い進路先から法学部卒業生が受け入れられているという実績は、法学部卒業生に対する高い評価を裏付けるものといえることができる。法曹・官庁・実業のOB・OGから公式、非公式に寄せられた卒業生に対する評価も概して高い。

## 質の向上度の判断

## 事例1「教員・学生比率の改善」(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

法学部では、2006年度から入学定員を590名から400名に縮減した(これは2004年度の教養学部文科一類入学者の定員が400名となったことに即応しているが、文科一類学生全員に法学部への進学が保証されている訳ではない)。このことにより、教員(助教を含む)数と学生数の比率は、2005年度進学者については約1対5.0であったものが(実数は127名対633名)、2006年度には約1対3.6(実数は122名対437名)になった。これは極めて大きな変化であり、学生の自主性を育てつつ同時にきめ細かい指導をするという法学部の目標に添った改善といえる。

## 事例2「科目配置の再編」(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

法学と政治学の諸分野に広く目配りしながらそれらを一体のものとして学生に習得させ、かつ学問の最先端や応用的・実践的な知識も教授するという法学部の理念が、過密な科目編成となって現れているのではないかという懸念は、長らく教員の間で共有されてきた。分析項目の2004年度以後の新しい科目配置再編が示すとおり、専門職大学院設置にとともに学部と大学院とのあいだで教育の一貫性を前提にした分業が実現した。この結果、大学院に進学しない学生も法学・政治学全般に亘る基幹的な知識を確実に習得することができるようになった。また、講義科目が整理されたことにより、イスラーム法や法と経済学のような現代社会で特に必要性が高まっている科目を常設の選択科目として位置づけること(資料1-7:科目配置の改訂、P1-6)や、成績優秀者表彰制度において主領域表彰と副領域表彰の制度を設けることができたこと(資料1-5:法学部成績優秀者表彰規則(抜粋)、P1-5)などの改善を図ることができた。

## 事例3「演習の必修化」(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

自主的・主体的学習態度を重視するが故に、学生がその時々に関心に応じて演習を自由に選択できるようにするという方針に変わりはない。しかし演習には自発的な調査研究能力やプレゼンテーション能力、ディベート能力を養う点で大きな効果がある。また、教師と学生間の関係を親密にする効果があることはいうまでもない。そこで、2006年度進学生から、第1類・第2類の必修科目として民法基礎演習を置くとともに、全類において2単位の演習を必修とした。これにより、卒業する全員の学生が少なくとも1つの演習は履修しているというカリキュラムを実現することができた。

(資料1-14:演習を履修していなかった卒業生の数)

下の数字のとおり、改革前は卒業生の2~3割が演習を履修していなかった。

年度	演習を履修しなかった学生数	学生総数	比率
2004年度卒業	132	724	18.2%
2005年度卒業	133	599	22.2%
2006年度卒業	132	575	22.9%